

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正について

2 対象品名

高度 600km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ka 帯非静止衛星通信システムの無線設備

3 趣旨及び目的

高度 600km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ka 帯非静止衛星通信システムを導入することにより、高速インターネットサービスやブロードバンドサービスの提供のほか、携帯電話のバックホール回線としての利用、災害時等の非常時におけるバックアップ回線としての利用等、様々なユーザーの多様な通信需要に応えることを目的とする。

4 施行予定日

令和8年3月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5816

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間